

美濃加茂市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱

第1条（目的）

この要綱は、美濃加茂市下水道用マンホール蓋の表面デザイン（以下「デザイン」という。）を営利目的に使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（デザインの定義）

下水道用マンホール蓋の表面デザインは、別図に定めるものをいう。

第3条（デザインの使用）

デザインを営利目的で使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- （1） 美濃加茂市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- （2） 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- （3） 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- （4） 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

第4条（使用承認申請）

第3条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美濃加茂市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、美濃加茂市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認書（第2号様式）または、美濃加茂市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用不承認書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

第5条（使用上の遵守事項）

デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザイン使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、デザインのイメージを損なう改変をしてはならない。
- (2) 使用者は、承認を受けた用途以外にデザインを使用してはならない。

第6条（承認内容の変更）

使用者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ美濃加茂市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。なお、その際には第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

第7条（使用の報告）

使用者は、デザインを使用して製作物を作成した場合には、速やかに、美濃加茂市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用実績報告書（第5号様式）及び製作物の完成品を1部（1品）提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状、寸法等が分かる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

第8条（使用料）

デザインの使用料は、無料とする。

第9条（違反に対する取扱い）

市長は、使用者が、この要綱及び使用承認条件に違反したときは、その使用の差止めの請求、必要な指示等（以下「請求等」という。）をすることができる。

- 2 市長は、使用者が、この要綱及び使用承認条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しを受けた者に対して、製作物の回収を求めることができる。なお、その際の費用については、前2項の規定による請求等又は承認の取消しを受けた者が全て負担するものとする。

第10条（第三者に対する承認）

市長は、使用者に係る製作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から美濃加茂市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認申請書の提出があったときは、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、その承認について何らの異議を述べることはできない。

第 1 1 条（権利設定の禁止）

使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この要綱による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物について本市が推奨するものではない。

第 1 2 条（責任の制限）

市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

- （１）第 9 条の規定による請求等、承認の取消し及び製作物の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失
- （２）使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

第 1 3 条（その他）

この要綱に定めるもののほか、デザインを使用する際の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 月 4 日から施行する。

別図（第2条関係）



① 流域、下米田特環 （ライン下り）



② 流域、下米田特環 （ライン下り：カラー）

別図（第2条関係）



③ 稲辺農集 （カエル）



④ 稲辺農集 （カエル：カラー）

別図（第2条関係）



⑤ 山之上農集、伊深農集 （カエル）



⑥ 蜂屋川公共 （アジサイ）

別図（第2条関係）



⑦ 蜂屋川公共 （アジサイ：カラー）